

答 申

1 審査会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成29年8月31日付け29教高第2929号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）により非開示情報とした部分（以下「本件非開示部分」という。）は、基本的に妥当であるが、以下の情報は、特定の個人を識別することができないなどの理由により開示すべきである。

- (1) 被害生徒の所属する部活動に係る大会及びその開催会場に関する名称のうち、被害生徒の所属する部活動以外の部活動も参加しているような総合的な大会（例：福岡県高等学校総合体育大会）及びその開催会場に関する名称であって、被害生徒の所属する部活動の名称を識別できない場合の当該名称に関する情報
- (2) 実習助手又は主幹教諭以外の職にある者が加害教員等である場合の当該加害教員等の所属する学校名等に関する情報（学校名並びに文書番号のうち所属の略号、学校長氏名・私印（印影）、教頭氏名、職印（印影）及び学校行事の名称等）
- (3) 加害教員等を含む複数の教員等が学校において同じ役割を担当している場合の当該役割に関する情報

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）は、県立高等学校49校で発生した平成24年度分の体罰事案に係る「事件・事故報告書」及びその添付書類である「顛末書・始末書」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書のうち本件非開示部分について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、部分開示決定を取り消し、変更するとの決定を求める。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年8月1日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年8月10日付けで、条例第12条第2項の規定により、公文書開示決定の期間を延長し、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、平成29年8月31日付けで、条例第11条第1項の規定により、

公文書開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、平成29年9月16日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

オ 実施機関は、平成29年12月12日付けで、福岡県情報公開審査会に対し、諮問を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号前段非該当

ア 今回部分開示決定を受けた公文書の部分開示範囲は、条例、各種判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものである。

イ 上記判決においては、学校において教員が行った体罰は、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、公務員のプライバシーではないとされている。

ウ 条例第7条第1項第1号前段では、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「非開示情報」としているが、その例外として、「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は開示すべきものと規定しており、換言すれば、公務員の職務遂行情報については、開示せねばならないはずである。

エ したがって、体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、開示されることはそもそも条例及び判例が予定しているところであり、加害教員が識別できることを理由とした学校名、教員名、校長名、校印等の非開示は認められない。

オ 上記関連判決に照らして非開示が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、「特定の個人が識別されるもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。上記司法判断は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めている。

(2) 条例第7条第1項第1号後段非該当

ア 条例第7条第1項第1号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。実施機関は、「反省文」「始末書」につき、その多くを非開示としている。

しかしながら、「反省文」や「始末書」といえども、情報の内容によっては、条例第7条第1項第1号後段非該当の部分もあるはずである。

イ 条例第7条第1項第1号の適用を受け、保護に値するものかどうかは、インカメラ審理の上、実質的に判断しなければならない。

(3) 弁明書の非開示理由の不当性の根拠

ア 弁明書の非開示理由は、結局、児童生徒が特定される、教員が特定されると漫然とのべるのみで、関連判例を吟味した上で条例の解釈を展開するものではない。

そしてその非開示部分の多くは、関連判例を前提とすれば、開示されるべきものであること、審査請求の理由ですでに述べたところであるにも関わらず、一切反論がなされていない。よって、そもそも弁明になっていない。

イ 弁明書にあった平成11年から15年までの5件の体罰事案に関連する審査会答申は、審査請求書に示した関連判決以前に出されたものであり、関連判決を踏まえて見直されるべきものである。

(4) 結論

個人識別型の条例を有する福岡県においても、プライバシー型の条例を有する自治体と同様、体罰事案報告書においては教員名も含め公開されるべきである。個人識別型の条例をもつ自治体のもとでも、同様の公開が行われているものもある。

よって「本件決定」に関する実施機関の非開示説明は正当なものとはいいがたく、到底認められない。審査請求書に記載のとおり、決定処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

5 実施機関の説明要旨

本件非開示部分には、当審査会の過去の答申において非開示妥当とされた情報が含まれており、今回同様の判断を行い、本件決定を行ったものである。

(1) 条例第7条第1項第1号該当により非開示とした情報

- ア 福岡県情報公開審査会答申において非開示妥当とされた情報
- イ 学校名及び学校名が識別される情報
- ウ 体罰発生授業及び体罰発生場所

(2) 非開示とした理由

ア 本件非開示部分には、本件と同種の事案で出された答申において非開示妥当とされた情報が含まれる。

イ 文書番号のうち所属の略称等、学校名、校長の氏名等、校長の職印、学校行事等の名称等、体罰行使教員以外の教員の氏名及び被害生徒以外の生徒の学校名及び学校名が識別される情報については、開示すると既に開示された情報及び本人が保有している、又は取得可能な学校に関する情報と照合することにより、被害生徒等の特定の個人が識別される可能性が高く、当該個人の私生活等に影響を及ぼすおそれがある。特に、学校名が開示された場合には、教員、ひいては生徒も識別される可能性がより一層高くなる。

本件公文書に記載された情報範囲を決定するに当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされないように特に慎重な配慮が求められるべきものであり、学校名及び学校名が識別される情報については、非開示とすべきである。

ウ 体罰発生授業及び体罰発生場所については、非開示とすべき教員の担当教科等が識別され得る情報であり、他の情報と照合した場合、生徒、教員等が識別される可能性が高い情報であることから、非開示とすべきである。

6 審査会の判断

当審査会は、開示請求に係る公文書に条例第7条第1項各号に掲げる非開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求に対し、当該公文書を開示しなければならないとした本県開示請求制度の原則的な考え方を踏まえた上で、本件公文書が体罰事案に係るものであることから、発育及び人格形成過程にある被害生徒が識別されないよう特に慎重な配慮の下、同条第1項第1号(個人情報)への該当性判断を行うこととする。

なお、当該該当性判断について、当審査会は、本件非開示部分が「特定の個人を識別することができる情報」に当たるか、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に当たるかどうかを、条例第25条第1項の規定により、実施機関から当審査会に提示された本件公文書を実際に見分して、個別に審理したところである。

(1) 本件公文書の性格及び内容について

本県において教職員による体罰事案が発生した場合、県立学校の長は、平成12年1月14日付け11教高指第526号福岡県教育庁教育振興部高校教育課長通知「事件・事故報告書の提出について」に基づき、速やかに事件・事故等報告書を高校教育課長に提出することとされている。事案によっては、詳細な報告のために、顛末書や始末書が添付されるケースもある。本件公文書は、県立高等学校49校で発生した平成24年度分の体罰事案について、当該通知に基づき高校教育課に提出された、「事件・事故報告書」及びその添付書類である「顛末書・始末書」である。

ア 「事件・事故報告書」

「事件・事故報告書」は、高校教育課が体罰事案に関する事実関係を把握し、再発防止策の検討等を行う資料とするために、体罰事案の発生した県立学校の長からその都度提出させている文書である。その様式については、上記のとおり高校教育課長通知により定められており、「文書番号」「日付」「学校名」「学校長職印」「体罰事案の発生日時」「発生場所」「関係生徒」「関係教員等」「事件・事故の概要等」を記載することとなっている。

イ 「顛末書・始末書」

「顛末書・始末書」は、「事件・事故報告書」に関する詳細な内容を任意の様式で作成したものであり、「顛末書」には、「教職員への体罰に係る事前指導」「体罰事案発生後の関係教員等への指導内容」「学校長の所見」等が記載されており、「始末書」には、体罰事案に関係した加害教員等が学校長にあてて、体罰事案の概要や顛末などの経過を説明し、自らの心情を述べた「反省文」が記載されている。

(2) 条例第7条について

ア 条例第7条第1項第1号の規定の趣旨について

条例第7条第1項第1号本文前段は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識

別することができることとなるものを含む。)を非開示とすることを定めたものである。また、本号本文後段は、個人情報記録されている公文書については、上記のような個人識別性のある部分を除くことにより、基本的に個人の権利利益は保護されるものと考えられるが、中には、個人の人格と密接に関連し、公にすれば個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるものがあるため、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものについても、非開示とすることを定めたものである。

なお、本号本文前段の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいい、照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手しうる情報が含まれる。

さらに、本号本文に該当するとした情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(本号ただし書イ)、人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報(本号ただし書ロ)、公務員等の職務の遂行に係る情報(本号ただし書ハ)、公益的見地から開示することが必要なものとして、実施機関があらかじめ当審査会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当する情報(本号ただし書ニ)については、例外的に開示することとしている。

イ 条例第7条第1項第1号ただし書ハの規定の趣旨について

条例第7条第1項第1号ただし書ハの規定における公務員等の職務の遂行に関する情報とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものであり、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。また、この規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、個人情報として保護される必要があり、この規定により開示されることにはならない。

ウ 条例第7条第2項の規定の趣旨について

条例第7条第1項第1号ロ、ハ又はニの規定は、公益上の必要性等から、本来非開示である個人情報についても開示することとしたものであるが、本県においては、これらの規定と条例第3条後段に規定された基本原則(個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。)との均衡を図る必要があることを明確にするために、条例第7条第2項に、「条例第7条第1項第1号ロ、ハ又はニの規定の適用については、当該個人の権利利益を不当に害

しないようにしなければならない」と規定しているところである。

したがって、条例第7条第1項第1号ロ、ハ又はニの規定の適用に当たって、当該情報の開示が個人の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いなどその利益を不当に侵害するような場合は、なおこれを保護すべきであり、当該情報が有する具体的な事情等を十分に考慮し、特に慎重な取扱いを行うべきである。

(3) 条例第7条第1項第1号及び同条第7条第2項該当性の判断

ア 特定の個人を識別することができる情報について

(7) 被害生徒を識別することができる情報について

当審査会は、本件公文書を見分し、本件非開示部分には、被害生徒の「氏名」「出席番号」「学級」「学級担任名」「学校における役割」「所属する部活動名（当該部活動名が判明する情報を含む。）」「所属する部活動における役割」「所属する部活動に係る大会及びその開催会場に関する名称」「体罰が発生した授業」「体罰が発生した場所等（学校名以外の当該場所に関する具体的な記述等を含む。）」等に関する情報が記載されていることを確認した。

被害生徒の「氏名」「出席番号」は、被害生徒という特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当することは明らかである。また、被害生徒の「学級」「学級担任名」「学校における役割」「所属する部活動名（当該部活動名が判明する情報を含む。）」「所属する部活動における役割」「体罰が発生した授業」「体罰が発生した場所等（学校名以外の当該場所に関する具体的な記述等を含む。）」に関する情報についても、被害生徒をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報であることから、被害生徒という特定の個人を識別することができる情報であると考えべきであり、同じく本号本文に該当すると判断される。

なお、被害生徒を識別することができるこれらの情報は、公益的見地から開示することが必要であると認められる情報ではなく、本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、これらの情報は本号に該当する。

一方、当審査会は、「所属する部活動に係る大会及びその開催会場に関する名称」に関する情報中には、被害生徒の所属する部活動以外の部活動も参加しているような総合的な大会及びその開催会場に関する名称が含まれており、当該名称からだけでは、被害生徒の所属する部活動の名称を識別できないものがあることを確認した。

「所属する部活動に係る大会及びその開催会場に関する名称」に関する情報について、これが被害生徒の部活動名を識別しうる情報である場合は、同じく本号本文に該当すると判断されるものの、そうでない場合には、被害生徒という特定の個人を識別することができないため、本号本文には該当しないと判断される。

(イ) 学校名等に関する情報について

実施機関は、本件非開示部分のうち「学校名等」に関する情報について、既に

開示された情報等、すなわち、本号本文前段に規定された「他の情報」と照合することにより、被害生徒等の特定の個人が識別される可能性が高くなるため非開示としたと説明している。

第7条第1項第1号本文前段の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいい、照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手しうる情報が含まれるとしている。

当審査会は、本件公文書を見分し、本件非開示部分には、福岡県内の県立高等学校49校分の「学校名」「文書番号のうち所属の略号」「学校長氏名・私印（印影）」「教頭氏名」「職印（印影）」「学校行事の名称」等のすなわち「学校名等」に関する情報が記載されていることを確認した。また、実施機関に確認したところ、この49校全てにおいて、被害生徒が在籍する学年の生徒数は、いずれも1000人を超えていること、さらに、県下の各学校に勤務している教員等の職名・氏名・担当教科に関する情報については、民間の出版会社が販売している職員録に掲載されているとのことであった。

相当数の生徒が在籍する県立高等学校の場合において、「学校名等」に関する情報が開示された場合でも、これに加えて、被害生徒をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報が開示されない限り、被害生徒は識別されとは考えにくい。

したがって、「学校名等」に関する情報については、本号本文に該当しないと判断される。

ただし、実施機関は、「学校名等」に関する情報を非開示とした上で、「加害教員等の職名」を既に開示しており、実習助手又は主幹教諭が加害教員等である場合、その者が配置されている学校が限定的であることを考慮すると、「加害教員等の職名」と「学校名等」に関する情報と上記職員録など一般的に入手し得る情報とを照合することにより、当該実習助手又は主幹教諭を識別できるため、実習助手又は主幹教諭が加害教員等である場合に、この者が配置されている「学校名等」に関する情報を例外的に全て非開示とすることはやむを得ない。

なお、加害教員等を識別することができる情報の開示・非開示の妥当性については、下記(ウ)で論じる。

(ウ) 加害教員等を識別することができる情報について

当審査会は、本件公文書を見分し、本件非開示部分には、加害教員等の「氏名・私印（印影）」「年齢」「担当する学級」「担当する教科・部活動名（当該教科、名・部活動名が判明する情報を含む。）」「体罰が発生した授業」「体罰が発生した場所等（学校名以外の当該場所に関する具体的な記述等を含む。）」「学校に

おける加害教員等の役割」等が記載されていることを確認した。また、このうち「学校における加害教員等の役割」には、加害教員等単独での役割だけではなく、複数の教員等で担当する役割に関する情報が記載されていることを確認した。

加害教員等の「氏名・私印（印影）」「担当する学級」等は、加害教員等という特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当することは明らかである。また、「年齢」「担当する教科・部活動名（当該教科名・部活動名が判明する情報を含む。）」「体罰が発生した授業」「体罰が発生した場所等（学校名以外の当該場所に関する具体的な記述等を含む。）」などに関する情報についても、当該加害教員等をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報であることから、特定の個人を識別することができる情報であると考えべきであり、同じく本号本文に該当すると判断される。一方、「学校における加害教員等の役割」について、これが単独での役割の場合は、同じく本号本文に該当すると判断されるが、複数で同じ役割を担当している場合は、特定の個人を識別することができないため、本号本文には該当しないと判断される。

なお、加害教員等を識別することができる情報のうち、「氏名・私印（印影）」「担当する学級」「担当する教科・部活動名（当該教科名・部活動名が判明する情報を含む。）」「体罰が発生した授業」「体罰が発生した場所等（学校名以外の当該場所に関する具体的な記述等を含む。）」「学校における加害教員等の単独での役割」などの情報は、本号ただし書イ、ロ、ニのいずれにも該当しないことは明らかであると認められる一方、今回の体罰事案が、学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）第11条ただし書に該当する違法行為であるとはいえ、同条の規定により教員に認められた範囲内での懲戒及びその他日常の様々な指導等を行う過程で発生したものである以上、本号ただし書ハに規定する公務員等の「職務遂行に係る情報」の範疇にある情報と認められることから、その該当性を、条例第7条第2項の規定の趣旨（本号ただし書ハ等の適用については、当該個人の私生活上の不利益を十分に考慮し慎重な取扱いを行うべきであること。）に照らして、以下のとおり検討する。

本件公文書に記録された当該「職務遂行に係る情報」の範疇にある情報は、いずれも、加害教員等の職務遂行の責任を明確にする情報であるという側面を有するものではあるが、他方それは体罰という非違行為を行った加害教員等を識別する基本的な情報であるという側面を強く有するものである。

さらに、加害教員等に対しては、体罰事案に基づく懲戒処分や刑事処分が行われる可能性もあり、当該加害教員等の身分取扱い等に関する情報にもなり得るものである。加害教員等を識別しうるこれらの情報を開示した場合、当該加害教員等は私生活上の様々な場面においても非難又は誹謗中傷を受けることとなり、その結果、当該加害教員等の私生活の平穏が脅かされるおそれがあることは容易に予想されるところである。しかも、一旦このような不利益が発生すると、事後的

な救済は非常に困難なものになると考えられる。

したがって、当該「職務遂行に係る情報」の範疇にある情報については、上記条例第7条第2項の趣旨に鑑み、非開示とすることが妥当である。

(イ) その他の情報について

当審査会は、本件公文書を見分し、本件非開示部分の中に、「被害生徒以外の生徒の氏名」が記載されていることを確認した。当該生徒の氏名は、条例第7条第1項第1号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、本号に該当する。

イ 個人の正当な権利利益を害するおそれのある情報について

実施機関は、本件非開示部分のうち「被害生徒及びその保護者並びに加害教員等の心情」等に関する情報について、当審査会の過去の答申において非開示妥当とされた情報であるため、今回同様の判断を行い、本件決定を行ったと説明している。

過去の答申では、事件後の「被害生徒の心的状況」「保護者の心情」「加害教員等が自らの心情を述べた反省文」について、当該被害生徒若しくは保護者又は加害教員等の「個人の人格と密接に関連する情報」であり、「氏名」等の個人識別性のある部分を非開示としたとしても、公にすることにより、なお被害生徒若しくは保護者又は加害教員等の個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第1項第1号本文後段に該当し非開示妥当と判断したものである。また、「被害生徒の服装・容貌・欠席状況・怪我の状況・言動等」に関する情報、「加害教員等の言動」等に関する情報についても、個人の人格に密接に関連する部分は、同様の理由により非開示妥当であり、それ以外の情報は、開示するよう判断したものである。

本県では、本号本文後段に該当するものの例として、「反省文」や「カルテ」を挙げ、これらを原則として非開示とする運用を行っている。「反省文」は、個人の心情を綴ったものであって、また、「カルテ」についても、疾病、負傷その他心身の変化を理由として、医師等が指導又は診療若しくは調剤が行われたことなどを具体的に記録したものであり、個人のプライバシーに密接に関連する情報であることは明らかであり、いずれも、識別性を排してもなお他人に知られたくない機微な情報であって、公開されることを望まないとい一般的に認められるような情報であり、個人の人格と密接に関連し、公にすれば個人の正当な権利利益を害するおそれがあると判断されるものである。

当審査会は、本件公文書を見分し、本件非開示部分の中に、事件後の「被害生徒の心的状況」「保護者の心情」「加害教員等が自らの心情を述べた反省文」のほか、「被害生徒の服装・容貌・欠席状況・怪我の状況」や「被害生徒及び加害教員等の言動」等が記載されていることを確認した。このうち「被害生徒の言動」等に関する情報については、一連の体罰事案に関して被害生徒が自らの心情を直

接表明した内容や体罰事案の原因等に係る情報が記載されており、「加害教師等の言動」等に関する情報については、被害生徒及びその保護者に対する加害教員等の評価・心情・対応等に関する情報が具体的に記載されていることから、これら本件非開示部分は、いずれも、個人の人格と密接に関連する内容が記載されており、また、上記ア(ア)及びウ(ウ)のとおり、「被害生徒及び加害教員等の氏名」等を非開示にしていることなどにより、特定の個人を識別することができない情報であることを確認した。

以上のことから、「被害生徒及びその保護者並びに加害教員等の心情」等に関する本件非開示部分は、「反省文」や「カルテ」と同様に、個人のプライバシーに密接に関連する事実を記載したものであって、識別性を排してもなお他人に知られたくない機微な情報であり、公開されることを望まないと一般的に認められることから、個人の人格と密接に関連し、公にすれば個人の正当な権利利益を害するおそれがあるとして、本号本文に該当すると判断される。

また、いずれの情報も、公益的見地から開示することが必要であると認められる情報ではなく、本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、これらの情報は本号に該当する。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。